

登 録 店 施 行 要 領

2 0 2 5 年 9 月

東京ガスネットワーク株式会社

目 次

第1章 ガス事業	1
1 都市ガス事業者の使命	1
2 ガス事業法	1
3 ガス工作物の技術基準	2
第2章 簡易内管施工登録店制度	3
1 簡易内管施工登録店制度の主旨	3
2 簡易内管施工登録店制度の内容	4
2. 1 登録店	4
2. 2 登録要件	4
2. 3 更新登録	4
2. 4 登録店の地位継承	5
2. 5 登録店証	5
2. 6 登録店の責務	5
2. 6. 1 誠実施行義務	5
2. 6. 2 異動があった場合等の届出義務	6
2. 6. 3 工事記録簿の備付義務	6
2. 6. 4 保安教育等および講習会受講義務	6
2. 6. 5 登録の取消	6
2. 7 認定施工者	6
2. 7. 1 認定施工者の要件	6
2. 7. 2 責務	7
2. 8 保安講習概要	7
2. 8. 1 保安講習内容	7
2. 8. 2 保安講習受講修了の有効期限	7
2. 8. 3 認定施工者の登録抹消と保安講習有効期間の取扱	7
2. 9 更新保安講習	8
2. 9. 1 更新保安講習内容	8
2. 10 保安講習修了証	8

第3章 申請・届出手続き 9

1 登録店関係	9
1. 1 登録店新規登録申請	9
1. 2 登録店更新登録申請	9
1. 3 登録店の地位承継申請	1 1
1. 4 代表者の異動申請	1 1
1. 5 営業所の移転届出	1 2
1. 6 商号の異動届	1 2
1. 7 代表者氏名（姓名）の異動届	1 2
1. 8 営業所所在地の住居表示の異動届	1 3
1. 9 営業所の電話番号の異動届	1 3
1. 10 登録の辞退届	1 3
1. 11 登録店証の再交付申請	1 3
2 認定施工者関係	1 3
2. 1 施工者の登録	1 3
2. 1. 1 新規申請登録店の場合	1 3
2. 1. 2 既存登録店の場合	1 4
2. 2 認定施工者更新登録兼保安講習受講申請	1 4
2. 3 認定施工者の異動届	1 4
2. 3. 1 認定施工者氏名変更	1 4
2. 3. 2 認定施工者の解除	1 4
3 登録店の申請・届出等に関する手続き	1 5
3. 1 受付場所	1 5
3. 2 手数料等	1 5

第4章 簡易なガス内管工事の施行 1 6

1 登録店が施行する簡易なガス内管工事	1 6
1. 1 登録店の施行範囲	1 6
1. 2 工事の受注	1 6
1. 2. 1 受注	1 6
1. 2. 2 見積	1 6
1. 3 登録店が施行できない工事範囲の取扱	1 6

1. 3. 1	お客さま対応	1 6
1. 3. 2	工事施工	1 7
1. 4	工事記録簿への記帳	1 7
2	工事施行に伴う当社への報告手続き	1 8
2. 1	工事施工前連絡	1 8
2. 1. 1	事前連絡を要する工事	1 8
2. 1. 2	事前連絡方法	1 9
2. 1. 3	当社からの指示	1 9
2. 1. 4	当社連絡先	1 9
3	工事施工時の取扱	2 0
3. 1	施工前の漏洩検査	2 0
3. 2	簡易なガス内管工事の施工	2 0
3. 3	工事完了後の対応	2 0
3. 3. 1	お客さまへのご説明	2 0
3. 3. 2	当社への工事報告および報告方法	2 0
3. 4	工事現場検査	2 1
4	工事材料の購入方法	2 1
4. 1	工事材料販売	2 1
4. 1. 1	工事材料の注文	2 1
4. 1. 2	工事材料の購入	2 1
4. 2	材料販売窓口	2 1
4. 3	販売対象材料	2 2
4. 3. 1	販売価格	2 2

第5章 簡易内管施工登録店登録要綱 2 3

<申請等書式>

登録店申請・届出様式	3 2
登録店申請・届出記入例	4 6

別紙1	工事管轄箇所・ステーション24及び緊急連絡先一覧表	5 8
別紙2	簡易なガス内管工事お引渡し書	6 0
別紙3	簡易なガス内管工事完了報告書	6 1
別紙4	工事材料注文書	6 2

第1章 ガス事業

1 都市ガス事業者の使命

都市ガスは、全国約 2,700 万件超で広く利用されており、当社は、首都圏を中心に約 1,000 万件以上のお客さまへ環境にやさしいクリーンな天然ガスを供給しております。

都市ガスは、家庭用分野を中心に利用されてきましたが、現在では空調用・産業用・発電用・天然ガス自動車など様々な分野で利用される重要なエネルギーとなっています。

このため、当社は工場の新設、設備の増強、約 6 万 2 千 km に達する導管網の整備、防災対策、お客さまサービスの向上などに努めております。

これからも、お客さまに安心して都市ガスをご利用いただけるよう、当社の使命である「安定供給」に最大限の努力を傾注し、豊かな都市生活の向上・産業の振興に貢献してまいります。

2 ガス事業法

ガス事業法は、使用者の利益の保護、ガス事業の健全な発達、公共の安全確保、公害防止を目的としています。

ガス事業法では、ガス導管（ガス栓まで）は、ガス導管事業者が技術基準に適合するよう維持しなければなりません。また、同法でガス導管事業者は、託送供給約款を定め大臣認可を受けることとなっており、その託送供給約款の中で、ガス導管（ガス栓まで）の工事は、ガス導管事業者が施工することになっております。

更に、当社お客さま向けのガス工事約款にて、簡易内管施工登録店制度の登録店（第 2 章 2 参照）は、当社の「承諾工事人」として「簡易なガス内管工事」の施行が可能になります。

なお、ガス導管は法令上「ガス工作物」と定義されており、

- * ガス工作物を法令で定められた技術基準に適合するよう維持する義務
- * ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定め遵守する義務
- * ガス主任技術者を選任し、ガス工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督をさせる義務

などが、ガス導管事業者に課せられております。

従って、登録店が施行する「簡易なガス内管工事」のガス配管およびガス栓は、ガス工作物であるため、ガス事業法省令・告示で定める技術上の基準を満たすことが必要となります。

3 ガス工作物の技術基準

ガス工作物の技術基準は、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」に定められています。

ガス導管についても、材料、構造、接合、防食措置、防護措置、漏洩検査、導管の設置場所、導管の支持などが定められています。また、（一社）日本ガス協会からは、ガス導管工事に係わる指針として、「供給管・内管指針」（設計編）、「供給管・内管指針」（工事編）が発行されています。

登録店は、「簡易なガス内管工事」を施行するにあたりこれらの技術基準に適合するよう工事を行わなければなりません。技術基準に適合しない場合は、工事を施工した登録店に補修いただくことになりお客さまにもご迷惑をおかけすることになります。

当社の「登録店設計・施工指針」「登録店標準作業要領」は、登録店がこの指針・要領に従い工事施工することでガス事業法省令・告示を満足することができるように配慮したものです。

第2章 簡易内管施工登録店制度

1 簡易内管施工登録店制度の主旨

簡易内管施工登録店制度は、ガス機器の設置に伴うような「簡易なガス内管工事」について、（一社）日本ガス協会が定める簡易内管施工士資格を保有する者を常備する一般の設備工事店等（個人または法人）が、当社へ申請を行い登録されることにより、工事登録店（以下登録店といいます。）となり「簡易なガス内管工事」を施行できる制度です。

この制度により、当社の外にも都市ガス工事の施行ができることになり、お客さまの工事店選択機会の拡大につながるとともに、一般設備業界では手間待ちのないスピーディーな工事が可能となります。

2 簡易内管施工登録店制度の内容

2. 1 登録店

登録店とは、（一社）日本ガス協会所定の簡易内管施工士資格を保有する者（工事を適正に施工する能力を有する者として認められた者）を常備する一般の設備工事店（個人または法人）の内、当社に登録された一般の設備工事店（個人または法人）のことをいいます。

登録店は、一年ごとの更新登録により登録店としての業務を継続できます。

2. 2 登録要件

当社が、一般の設備工事店（個人または法人）の登録申請に対し、登録店として登録を認める条件を登録要件といいます。当社では、以下の登録要件をすべて満足する場合、登録店として登録します。

- (1) 常勤の役員、常備の従業員または代表者のうち1名以上が、日本ガス協会所定の簡易内管施工士の資格を保有し当社の保安講習を修了したものであること。
- (2) 簡易内管施工登録店登録要綱（以下、要綱という。）別表1に定める簡易なガス内管工事の施行に必要な工具、機械器具等を所有していること。（リース契約等により使用権が確保されている場合を含む。）
- (3) 以下の欠格事由のいずれにも該当しないこと。
 - ①個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員または法人がガス事業法違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行を受けなくなった日より2年を経過しないこと。
 - ②個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員または法人がガス供給またはガス工作物に支障を与えたことによりガス事業法以外の法令違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行を受けなくなった日より2年を経過しないこと。
 - ③簡易内管施工登録店の登録を取り消されてから2年を経過しないこと、または取り消し原因がある状態において自ら営業の廃止を届け出ることにより、登録を抹消されてから2年を経過しないこと。
 - ④法人事業者にあつては、前号に該当する登録店の登録取り消し時もしくは抹消時に、個人事業者にあつては代表者、または法人事業者にあつては役員であった者が、役員となっていること。

2. 3 更新登録

登録店は、登録を辞退する、または登録の取り消しを受けない限り有効期間（第3章1. 2登録店更新登録申請参照）内は登録が継続されます。

一方、登録店制度は、登録店が常に登録要件を満たしていることが条件のため、当社は、登録店に対し定期的（1年ごと）な更新登録を求め、登録店として工事施行を行う

意志および登録要件を満たしていることの確認を行います。

従って、登録要件を満たさないことが明らかになった登録店は、登録の取り消しとなります。また、登録店が更新登録を行わない場合も登録店としての工事施行を行う意志がないものと当社は判断し、登録の取り消しを行います。

2. 4 登録店の地位継承

登録店の登録は、特定の人格に対して行われるものであり、その性質から譲渡、贈与、相続等の対象にはなりません。従って、登録を受けていた者が死亡したり、工事施行を止めた場合などは、その時点でその者の登録効力は消滅することになり、その者の工事施行活動を引き継ぐ者があつたとしても改めて当社に登録申請し、新たに登録を受けることが必要となります。

しかし、次の場合は、工事施行を引き継ぐ者と引き継がれる者との間に関連性が認められるので登録有効期間内に限り当社への申請により登録店の地位継承を認めることとします。

- (1) 登録店である個人が、新たに法人を設立し、その代表者となって引き続き簡易なガス内管工事の施行を行う場合。（その法人が登録要件を満たす場合に限る。）
- (2) 登録店である法人が、他の法人と合併し、合併後の法人が引き続き簡易なガス内管工事の施行を行う場合（その法人が登録要件を満たす場合に限る。）
- (3) その他当社が認めた場合

2. 5 登録店証

当社は、登録店に対し登録店証を交付します。また、登録店は、登録店証について以下の取扱いをしなければなりません。

- (1) 登録店は、登録店証を営業所の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。
- (2) 登録店は、登録店証を汚損または紛失したときは、直ちに再交付を受ける手続きを取らなければなりません。
- (3) 登録店は、有効期限切れの登録店証を自らの責任において破棄しなければなりません。
- (4) 登録を辞退または登録の取り消しを受けた場合は、登録店証を直ちに当社へ返納しなければなりません。

2. 6 登録店の責務

2. 6. 1 誠実施行義務

登録店は、当社が定めた要綱、登録店設計・施行指針、登録店標準作業要領等（以下要領等といいます。）に従い誠実に簡易なガス内管工事を施行しなければなりません。また、お客さまの要望を満たす工事を確実に行わなければなりません。なお、登録店設計・施工指針および登録店標準作業要領は、当社保安講習受講時に配布します。

2. 6. 2 異動があった場合等の届出義務

当社は、登録店をお客さまに公表しています。従って、お客さま等からの問い合わせに的確に対応するため、以下の事項等に異動が生じた場合、登録店は遅滞なく当社へ届け出なければなりません。

- (1) 営業所の移転。
- (2) 商号の異動。
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）。
- (4) 営業所の住所およびその電話番号。
- (5) 認定施工者の異動。

2. 6. 3 工事記録簿の備付義務

登録店は、工事履歴が明確になるよう工事記録簿を作成し、指定期間保存しなければなりません。

- (1) 工事記録簿例を「第4章1. 4 工事記録簿への記帳」に示します。
- (2) 保存期間は、工事落成日より3年間とします。

2. 6. 4 保安教育等および講習会受講義務

登録店は、当社が保安の確保を目的に実施する保安教育を受講し、登録店が常備する認定施工者に対し保安教育内容を周知するとともに、当社へ保安教育完了の報告をしなければなりません。また、登録店は、当社が工事施行に関する知識ならびに技術の向上を図るために実施する講習会に認定施工者を出席させなければなりません。

2. 6. 5 登録の取消

登録店が、登録要件を欠くこととなったとき、または要綱、要領等に反する行為等以下に示す取消事由に該当することとなったとき、当社は、登録店の登録取り消しを行うことがきます。

- (1) 登録要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽の工事報告をし、または工事報告を怠ったとき。
- (3) 認定施工者以外の者に簡易なガス内管工事を施工させたとき。
- (4) 要綱別表1に定める以外の工事を施行したとき。
- (5) 施行した工事に技術基準不適合その他の瑕疵があり、当社が、登録取り消しを保安上必要と認めたとき。
- (6) その他要綱に重大な違反をする等により、当社が、登録取り消しを必要と認めたとき。

2. 7 認定施工者

2. 7. 1 認定施工者の要件

認定施工者とは、以下をすべて満たす施工者のことをいいます。

- (1) 登録店が、常備している施工者として当社へ登録した者であること。
- (2) (一社) 日本ガス協会所定の簡易内管施工士資格を保有した者であること。
- (3) 当社の保安講習修了者であること。

2. 7. 2 責務

登録店が受注した簡易なガス内管工事は、認定施工者でなければ施工を行うことはできません。認定施工者が簡易なガス内管工事に係る設計・施工業務の全てを担務しなければなりません。

2. 8 保安講習概要

認定施工者となるための条件の1つに当社保安講習の受講修了があります。保安講習は、当社への申請により受講することができます。

保安講習の受講要件は、以下の通りとします。

- (1) (一社) 日本ガス協会所定の簡易内管施工士資格を保有していること。
- (2) 登録店（登録店申請中の者を含みます。）に常備されていること。

2. 8. 1 保安講習内容

次表に定める内容について保安講習を実施します。

講習区分	日 程	内 容
保安講習 (講義)	1 日	(1) 登録店設計・施工指針 ①設計・施工時の緊急連絡先 ②工事完了報告方法 等 (2) 登録店標準作業要領 ①作業要領の確認 ②工事材料について 等

2. 8. 2 保安講習受講修了の有効期限

保安講習受講修了の有効期限は、(一社) 日本ガス協会簡易内管施工士資格の有効期限（3年ごとの更新）と同一とし、簡易内管施工士資格の期間満了に伴う更新手続きを経ない場合は、保安講習受講の有効期間は簡易内管施工士資格の期間満了と同時に失効します。ただし、日本ガス協会簡易内管施工士資格更新後、更新前の有効期間内に当社の更新保安講習を受講することにより有効期限を3年間延長します。

2. 8. 3 認定施工者の登録抹消と保安講習有効期間の取扱

- (1) 認定施工者が、保安講習有効期間内に常備されていた登録店を退社した場合、登録店からの届出により、認定施工者としての登録が抹消され簡易なガス内管工事の施工ができなくなります。しかし、保安講習の有効期限は（一社）日本ガス協会所定の簡易内管施工士資格の有効期限までは有効であるため、有効期間内に他の登録店に常備され、当社に認定施工者としての登録を行うことで簡易なガス内管工事の施工を行うことができます。
- (2) 有効期間満了までに、更新保安講習を受講していない場合は認定施工者としての要件を欠くことになるため、その者は、簡易なガス内管工事の施工を行うことができません。

2. 9 更新保安講習

認定施工者が継続して簡易なガス内管工事の施工を行うには、保安講習の有効期間内に更新保安講習を受講しなければなりません。

更新保安講習の受講要件は、以下の通りとします。

- (1) （一社）日本ガス協会所定の簡易内管施工士資格の更新を修了していること。
- (2) 保安講習受講の有効期間内であること。
- (3) 登録店（登録店申請中の者を含みます。）に常備されていること。

2. 9. 1 更新保安講習内容

次表に定める内容について更新保安講習を実施します。

講習区分	日 程	内 容
更新保安講習 (講義)	半日	(1) 緊急連絡先の確認 (2) 新工法・新技術等の紹介 (3) その他

2. 10 保安講習修了証

当社は、当社の保安講習（更新保安講習を含みます。）を修了した証として、（一社）日本ガス協会所定の簡易内管施工士資格証の裏面に当社保安講習の修了を記載します。

従って、汚損または紛失等により（一社）日本ガス協会から簡易内管施工士資格証の再発行を受けた場合は、再発行された簡易内管施工士資格証を登録店運営センターへ送付し「保安講習の修了」印を受けて下さい。

第3章 申請・届出手続き

1 登録店関係

1. 1 登録店新規登録申請

当社は、要綱に基づき、申請内容が登録要件に適合していると認める場合、登録店としての登録を行い、登録店証を申請者へ交付します。申請の際は、以下の書類等を当社へ提出願います。

(1) 登録店申請書（様式1－1）

登録を希望する法人（企業）、個人ごとに申請書が1通必要です。

(2) 施工者常備証明兼認定申請書（様式1－2）

常備している施工者を認定施工者として登録するための書類です。また、当社保安講習の受講申込みも兼ねています。

(3) 法人登記簿謄本（申請者が法人の場合）

取得後、6ヶ月以内のもの（写しでも可）1通が必要です。

(4) 身分証明書（申請者が個人の場合）

有効期間内の運転免許証・健康保険証・旅券（パスポート）・公の機関が発行した資格証明書（写真が添付されているものに限ります。）のいずれかの写しが1通必要です。

(5) 印鑑登録証明書（（6）を提出する場合は不要）

取得後、6ヶ月以内のもの（写しでも可）1通が必要です。

(6) 外国人登録証（申請者が個人の外国国籍の場合）

取得後、6ヶ月以内のもの1通が必要です。

(7) （社）日本ガス協会簡易内管施工士資格証の写し。

施工者常備証明兼認定申請書に記載されたすべての方の資格証の写しが必要です。

(8) 欠格事由に該当しないことを証明するための要件確認書（様式1－3）

(9) 工具、機械・器具調書（様式1－4）

なお、施工者常備証明兼認定申請書による当社保安講習受講については、受講日の2週間前までに登録店申請者宛に受講票を送付いたします。期日になっても受講票が届かない場合は、登録店運営センターへお問い合わせ願います。

また、当社保安講習受講修了者を施工者常備証明兼認定申請書に記載し申請した場合で、登録店新規登録手数料を入金後、3週間経過しても当社からの連絡あるいは登録店証の交付がなされない場合は、登録店運営センターへお問い合わせ願います。

1. 2 登録店更新登録申請

当社は、既存登録店への更新の意志確認のため、有効期限の約3ヶ月前に当該登録店へ更新確認書兼申請書（様式2）を送付します。登録店は、登録を継続する場

合、次の区分に従い定められた最終日の1ヶ月前までに当社へ更新手続きをしなければなりません。提出書類等は、登録店新規登録申請に準じます。但し、登録店申請書（様式1－1）に替えて更新確認書兼申請書（様式2）を使用することとします。また、施工者常備証明兼認定申請書（様式1－2）は不要とします。

当社は、要綱に基づき、申請内容が登録要件に適合していると認めた場合、登録店としての更新登録を行い、登録店証を申請者へ交付します。

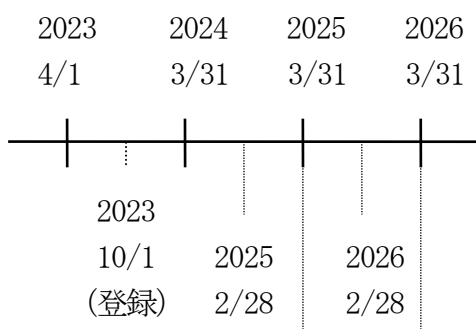
（1）登録を受けた後の第1回目の有効期限

新規登録を受けた日から1年を経過した直後の9月30日または3月31日のいずれか早い方までとします。

（2）第2回目以降の有効期限

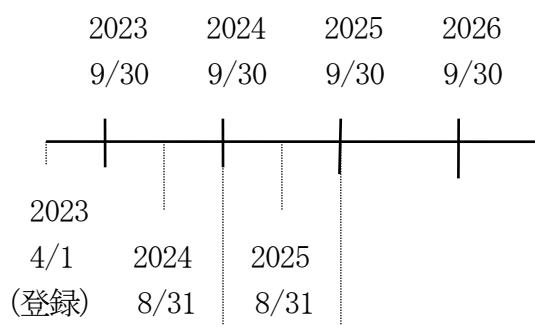
更新登録を受けた日から1年を経過した直後の9月30日または3月31日のいずれか早い方までとします。

（例）有効期限3月31日の場合



申 有 申 有
請 効 請 効
期 期 期 期
限 限 限 限
(2回目)

有効期限9月30日の場合



申 有 申 有
請 効 請 効
期 期 期 期
限 限 限 限
(2回目)

登録店の更新期限

登録日	第1回目	第2回目	第3回目
2023年4/1～2023年9/30	2024年9月30日	2025年9月30日	2026年9月30日
2023年10/1～2024年3/31	2025年3月31日	2026年3月31日	2027年3月31日
2024年4/1～2024年9/30	2025年9月30日	2026年9月30日	2027年9月30日
2024年10/1～2025年3/31	2026年3月31日	2027年3月31日	2028年3月31日

1. 3 登録店の地位継承申請

(1) 法人設立および合併

次に該当する場合は、当社へ地位継承の申請を行わなければなりません。

①登録店である個人が、新たに法人を設立し、その代表者となって引き続き簡易なガス内管工事の施行を行う場合。

②登録店である法人が、他の法人と合併し、合併後の法人が引き続き簡易なガス内管工事の施行を行う場合。

申請には次の書類を使用いたします。

a. 登録店継承承認申請書（様式3）

申請書の継承人・非継承人・継承理由・連絡先は必ず記入願います。

b. 継承人の法人登記簿謄本

取得後、6ヶ月以内のもの1通が必要です。

c. 継承人の印鑑登録証明書

取得後、6ヶ月以内のもの1通が必要です。

d. 施工者常備証明兼認定申請書（様式1-2）

e. 継承人の要件確認書（様式1-3）

当社は、要綱に基づき申請内容が登録要件を満たしていると認めた場合、申請者へ書面にて通知します。また、登録店証に記載の内容に変更が生じた場合は、申請者宛に新たな登録店証を交付します。その際、旧の登録店証は速やかに当社へ返納願います。

なお、登録店の有効期限は申請前と同じとします。

申請後2週間を経過しても当社より連絡あるいは登録店証が交付されない場合は、登録店運営センターへお問い合わせ願います。

(2) その他

上記（1）以外の場合における登録店地位継承については、登録店運営センターへお問い合わせ願います。

1. 4 代表者の異動申請

法人の代表者が異動したときは、速やかに次の書類を提出しなければなりません。

(1) 登録店代表者異動申請書（様式4）

(2) 法人登記簿謄本

取得後、6ヶ月以内のもの1通が必要です。

(3) 印鑑登録証明書

取得後、6ヶ月以内のもの1通が必要です。

(4) 施工者常備証明兼認定申請書（様式1-2）

(5) 要件確認書（様式1-3）

1. 5 営業所の移転届出

(1) 移転

営業所が移転する場合は、当社へ届出なければなりません。届出には、以下の書類を使用します。

①登録店営業所移転届（様式5）

(2) 仮移転

建替および増・改築のため、営業所の仮移転をする場合も（1）同様の届出を行わなければなりません。

1. 6 商号の異動届

当社へ登録した商号を変更するときは、速やかに次の書類を提出しなければなりません。

(1) 登録店異動届（様式6）

(2) 法人登記簿謄本（届出者が法人の場合）

取得後、6ヶ月以内のもの1通が必要です。

(3) 印鑑登録証明書

取得後、6ヶ月以内のもの1通が必要です。

(4) 登録店証

当社は、書類受領後2週間以内に新たな登録店証を届出者宛に交付します。

1. 7 代表者氏名（姓名）の異動届

代表者氏名（姓名）を変更したときは、速やかに次の書類を提出しなければなりません。

(1) 登録店異動届（様式6）

(2) 法人登記簿謄本（届出者が法人の場合）

取得後、6ヶ月以内のもの1通が必要です。

(3) 印鑑登録証明書

取得後、6ヶ月以内のもの1通が必要です。

(4) 身分証明書（届出者が個人の場合）（外国人登録証を提出する場合は不要）

有効期間内の運転免許証・健康保険証・旅券（パスポート）・公の機関が発行した資格証明書（写真が添付されているものに限りです。）のいずれかの写しが1通必要です。

(5) 外国人登録証（届出者が個人の外国国籍の場合）

取得後、6ヶ月以内のもの1通が必要です。

1. 8 営業所所在地の住居表示の異動届

営業所所在地の地番変更があった場合は速やかに次の書類を提出しなければなりません。

(1) 登録店異動届 (様式6)

(2) 法人登記簿謄本 (届出者が法人の場合)

取得後、6ヶ月以内のもの1通が必要です。

(3) 印鑑登録証明書

取得後、6ヶ月以内のもの1通が必要です。

(4) 登録店証

1. 9 営業所の電話番号の異動届

営業所の電話番号に変更があった場合は、速やかに登録店異動届 (様式6) を提出しなければなりません。

1. 10 登録の辞退届

登録店が、登録を辞退する場合は、次の書類を提出しなければなりません。なお、登録店は登録店辞退届提出月日以降、登録店としての効力を失うものとします。また、登録店が登録を辞退した場合は、認定施工者の登録も合わせて辞退したものと扱います。

(1) 登録店辞退届 (様式7)

(2) 登録店証

1. 11 登録店証の再交付申請

登録店証の再交付は、以下に従い申請願います。当社は申請書受理後、2週間以内に申請者宛に交付します。なお、再交付された登録店証の有効期限は再交付前と同日とします。

(1) 汚損した場合

登録店証再交付申請書 (様式11) に汚損した登録店証を添えて申請願います。

(2) 紛失した場合

登録店証再交付申請書 (様式11) で申請願います。

(3) その他

既に登録された商号が変更になる際は、商号の変更届出により登録店証を再交付します。

2 認定施工者関係

2. 1 施工者の登録

認定施工者として当社に登録された施工者でなければ簡易なガス内管工事を施工できません。また、既に他の登録店の認定施工者となっている方の重複登録は

できません。

2. 1. 1 新規申請登録店の場合

新規に登録店となるために申請を行っている場合は、登録店登録申請時に施工者の登録および保安講習受講申請も同時に行われるため、特別な申請は必要ありません。

2. 1. 2 既存登録店の場合

登録店が、新規に施工者のみの登録および保安講習受講申請を行う場合は、次の書類により申請をお願いします。

(1) 施工者常備証明兼認定申請書（様式1－2）

(2) (社) 日本ガス協会簡易工事施工士資格証の写し（保安講習修了者については裏面の写しが必要です。）

なお、施工者常備証明兼認定申請書（様式1－2）により、当社保安講習受講申請のあった方に対しては、受講日の2週間前までに申請者宛に受講票を送付します。

2. 2 認定施工者更新登録兼保安講習受講申請

有効期限の約5ヶ月前に、認定施工者更新案内書兼更新保安講習申請書（様式8）を当社から登録店へ送付します。登録店は、対象者を継続して認定施工者として希望する場合、対象認定施工者に有効期限までに当社の更新保安講習を受講させなければなりません。

この場合、更新保安講習の申請を行う前に(社) 日本ガス協会の簡易内管施工士資格の更新を終了している必要があります。

申請には、次の書類が必要です。

(1) 認定施工者更新案内書兼更新保安講習申請書（様式8）

(2) (一社) 日本ガス協会簡易内管施工士資格証（更新済みのもの）の写し

なお、認定施工者更新案内書兼更新保安講習申請書により、更新保安講習受講申請のあった方に対しては、受講日の2週間前までに申請者宛に受講票を送付します。

2. 3 認定施工者の異動届

2. 3. 1 認定施工者氏名変更

認定施工者の氏名に変更が生じた場合は、認定施工者氏名異動届（様式9）に次の書類を添付し、届出なければなりません。

(1) 氏名変更後の身分証明書

有効期間内の運転免許証・健康保険証・旅券（パスポート）・公の機関が発行した資格証明書（写真が添付されているものに限ります。）のいずれかの写

しが1通必要です。

2. 3. 2 認定施工者の解除

認定施工者が、登録店を退社した等により常備関係がなくなった場合、以下の書類により当社へ届出を行わなければなりません。

(1) 認定施工者解除届 (様式10)

3 登録店の申請・届出等に関する手続き

登録店は、申請および届出の書類を**登録店運営センター**へ郵送願います。

3. 1 受付場所

	申請・届出の種類	受付場所
登録店関係	登録店新規登録申請	東京ガスネットワーク (株) 需要開拓部 内管研修 C 内 登録店運営センター 〒230-0045 神奈川県横浜市鶴見区末広町 1-7-7 横浜管理用地内 パイプライン技術C棟2階 TEL : 045-508-1307 FAX : 045-508-1309 受付時間 : 月 ~ 金曜日 9:30 ~ 17:00
	登録店更新登録申請	
	登録店の地位継承申請	
	代表者の異動申請	
	営業所の移転届出	
	異動届出 (商号・代表者氏名変更)	
	異動届出 (住所表示・電話番号)	
	登録店証の再交付申請	
	登録店辞退届	
施工者関係	認定施工者の異動届 (氏名変更)	受付時間 : 月 ~ 金曜日 9:30 ~ 17:00
	認定施工者解除届	
	施工者常備証明兼認定申請	
	認定施工者更新登録兼保安講習受講申請	

3. 2 手数料等

工事店等が登録の申請等を行う場合は、下表に定める手数料を当社へ納入願います。

申請等の種類	手数料 (1件 or 人当たり) ※
登録店新規登録申請	20,900 円 (消費税 10% 1,900 円含む)
登録店更新登録申請	15,700 円 (消費税 10% 1,427 円含む)
認定施工者新規登録兼保安講習受講申請(テキスト代含)	5,200 円 (消費税 10% 473 円含む)
認定施工者更新登録兼保安講習受講申請	3,100 円 (消費税 10% 281 円含む)

※ 手数料の納入は、弊社発行の請求書にて振込願います。

第4章 簡易なガス内管工事の施行

1 登録店が施行する簡易なガス内管工事

1. 1 登録店の施行範囲

登録店が施行可能な工事範囲は、当社が維持及び運用する導管の既設需要家における以下の工事とします。

簡易なガス内管工事範囲

項 目	内 容
圧力	ガス工事約款で定める最高圧力以下の圧力（2.5Kpa 以下）
対象建物	当社が維持及び運用する導管の既設需要家 建物区分：一般業務用建物、一般集合住宅、一般住宅 （地下街、超高層、高層建物等は除く）
工事範囲	16号以下のマイコンメーターより下流側の露出部分の工事
工事種別	①フレキ管による「ガス栓増設」および「ガス栓・配管の位置替」の工事 ②ガス栓増設・位置替工事（継手のみ使用で延長20cm以下の工事） ③ガス栓取替工事 ④ガス可とう管接続工事（簡易内管施工士資格の平成22年度新規取得又は更新分より適用） および、①②③の工事に伴う露出配管の撤去工事

なお、工事範囲の詳細については、「登録店設計・施工指針」で確認をお願いします。

1. 2 工事の受注

1. 2. 1 受注

登録店がお客さまから工事の申込みを受けたときは、その工事を受けるか否か当事者間の自由意志に基づき決定しなければなりません。また、お客さまへ要綱第15条の内容をご説明し、同意を得なければなりません。

1. 2. 2 見積

登録店は、お客さまから申込まれた工事の内容により、お客さまとの間で自由に費用の算出を行い、見積の提出を行うことができます。

1. 3 登録店が施行できない工事範囲の取扱

1. 3. 1 お客さま対応

お客さまからの工事申込み内容に、登録店が施行できない工事範囲が含まれている、あるいは含まれていた場合、登録店は、登録店施行範囲外工事についてお客さまへ次の説明を行わなければなりません。

- (1) 登録店が施行可能な工事範囲と今回施行範囲外工事となる部分の工事内容。
- (2) 登録店の施行範囲外の工事を行う際は、当社あるいは当社の代理店へ工事申込みをしなければならないこと。
- (3) 当社あるいは当社の代理店への申込みにおける工事費用負担者、連絡者を誰にするかを決めてから申込まなければならないこと。
- (4) 登録店の施行範囲外工事の施工は、当社あるいは当社の代理店が行うこと。
- (5) 当社あるいは当社の代理店からの見積は、費用負担者の元へ送付されること。

1. 3. 2 工事施工

お客さまから申込まれた工事範囲に、当社と登録店それぞれの施工範囲がある場合、登録店は工事の施工について当社あるいは当社の代理店の工事施工箇所と施工手順について打ち合わせを行い、お客さまにご迷惑のかからぬよう十分配慮しなければなりません。

1. 4 工事記録簿への記帳

登録店は工事記録簿を作成し、3 年間保管しなければなりません。工事記録簿には以下の内容を記載しなければなりません。

- (1) 申込受付日
- (2) 工事件名（お客さま名）
- (3) 工事場所
- (4) 施工年月日
- (5) 認定施工者氏名
- (6) 工事内容
- (7) 気密試験結果

なお、工事記録簿例および記入例を以下に示します。

(例)

申込受付日	工事件名	工事場所	施工年月日	認定施工者	工事内容	気密試験結果
2022 年 4 月 1 日	東京太郎	港区海岸 1-5-20	2022 年 4 月 3 日	大阪次郎	フレキ 10A～3m 居間 ガスコンセント増設	3.05Kpa、 5 分間保持合格

2 工事施行に伴う当社への報告手続き

2. 1 工事施行前連絡

2. 1. 1 事前連絡を要する工事

ガス供給に伴う保安の確保、ガス使用量の適正な計量および供給圧力確保のため、登録店が施行する以下の工事について、登録店は、当社へ「事前連絡」を行わなければなりません。

①マイツーカー設置需要家での工事（メーター休眠作業が不可能な場合）

＊マイツーカー設置需要家は、メーターガス栓の遮断により、当社のメーター監視機関へ警報が発せられるため事前連絡が必要となります。ただし、メーターガス栓遮断前にメーター休眠作業を実施することにより警報を解除できるため、その場合事前連絡は不要となります。メーター休眠作業を実施した際は、工事落成後、必ず復帰操作を行う必要があります。

＊マイツーカー設置需要家か否かの確認は、工事場所にて確認することができます。

②ガスメーターの取替を要する工事

＊ガス使用量が大きく変更になる場合には、メーターの取替が必要になります。使用量が増すことにより、メーター容量が不足したり、あるいは既設配管での圧力損失が増大し、供給支障の原因となります。また、使用量が減少した結果、既設のメーター容量が必要以上に大きくなり、マイコンメーターの機能が適正に作動しなくなる場合があります。

＊メーターを変更する必要があるか否かの判定は、「登録店設計・施工指針」に従って下さい。

③口径計算の結果灯外管工事を伴う工事

＊登録店設計・施工指針に従い口径計算を行った結果、灯内内管（メーターガス栓下流の配管）の工事だけでは圧力損失が大き過ぎる場合、灯外管工事（メーターガス栓上流の配管）が必要になります。

＊灯外管工事は、登録店の施行範囲外の工事です。当社への工事申し込みが必要です。

④登録店施行範囲外工事を伴い、当社への工事申込みを予定している工事

＊お客さまへご迷惑をおかけしない、あるいは工事上の保安確保を徹底するため、当社が施工する工事と登録店が施工する工事区分・工事方法・工事時期等の確認を行う必要があります。

⑤口火あり機器から口火なし機器への取替工事（24時間営業の業務用需要家）

＊24時間営業の業務用需要家に設置されているマイコンメーターは、使用機器（口火の有無）により、マイコンの設定変更が必要となる場合があります。この設定を怠るとマイコンメーターの機能を適正に使用することができないため保安確保の点からも重要です。

2. 1. 2 事前連絡方法

①マイツーホー需要家での工事

ガスメーター遮断前に「ステーション24監視室」へ電話連絡しなければなりません。ただし、マイコンメーター休眠作業が実施可能な場合、その必要はありません。

②上記以外の連絡対象工事

工事場所を管轄する需要開拓部へ、工事計画段階で電話連絡しなければなりません。

2. 1. 3 当社からの指示

事前連絡において当社より指示を受けた事項については、その指示に忠実に従わなければなりません。

2. 1. 4 当社連絡先

「工事管轄箇所・ステーション24及び緊急連絡先一覧表」（別紙1）を参照して下さい。

3 工事施工時の取扱

3. 1 施工前の漏洩検査

簡易なガス内管工事を実施する前に、既設配管の漏洩検査を必ず実施して下さい。この作業は、簡易なガス内管工事施工後の気密試験の際に漏洩が発見された場合、施工による漏洩なのか否かの判断材料ともなるため重要な作業です。なお、漏洩検査は、「登録店標準作業要領第2章2.2事前作業」に従い実施願います。

施工前の漏洩検査で圧力降下が認められた場合は、「工事管轄箇所・ステーション24及び緊急連絡先一覧表」（別紙1）に従い、工事場所を管轄する当社緊急連絡先へ通報願います。また、その際は当社の指示があるまで簡易なガス内管工事の施工は行わないで下さい。

なお、施工前の漏洩検査により当社へ通報をした場合は、その旨をお客さまにご説明願います。

3. 2 簡易なガス内管工事の施工

工事の施工は、認定施工者が「登録店設計・施工指針」および「登録店標準作業要領」に従い実施しなければなりません。

特に、フレキ配管を施工する場合は、施工した取り出し部分（施工開始部分）に、当社指定の施工ラベルを必ず貼付して下さい。施工ラベルは、当社登録店運営センターで無償配布します。

3. 3 工事完了後の対応

3. 3. 1 お客さまへのご説明

簡易なガス内管工事の施工終了後、お客さまに工事施工範囲をご説明し、簡易なガス内管工事お引渡し書（別紙2に例を示します。）を添えてお引き渡しするとともに、要綱第15条の内容をご説明し、同意を得なければなりません。

3. 3. 2 当社への工事報告および報告方法

登録店は、工事の設計および施工について、「登録店設計・施工指針」、「登録店標準作業要領」に従い実施し、工事終了後速やかに当社へ工事完了報告を行わなければなりません。なお、工事完了後の気密試験において漏洩が確認され当社が出動した場合は、漏洩修理完了後工事完了報告を行って下さい。

工事完了報告は、簡易なガス内管工事報告書（別紙3）を持参または郵送

により工事場所を管轄する各需要開拓部（別紙１）へ提出して下さい。当社は、工事完了報告書の検収を行います。当社より手直し等の指示がある場合は、速やかにその対応を行い、再報告を行わなければなりません。

未報告工事が発見された場合は、要綱に基づき該当する登録店の登録を抹消します。

3. 4 工事現場検査

当社は、登録店からの工事完了報告に基づき、工事現場検査を実施します。検査により発見された不適合は、登録店の責任において手直しを実施しなければなりません。また、手直した際は、改めて工事完了報告書を提出しなければなりません。

4 工事材料の購入方法

4. 1 工事材料販売

簡易なガス内管工事の施工に必要な工事材料は、登録店の市場調達を基本としますが、当社窓口においても販売します。

当社で販売する工事材料は、当社の簡易なガス内管工事に使用することを目的に販売するものであり、他の用途への使用は禁止します。

4. 1. 1 工事材料の注文

注文は、工事材料注文書（別紙４）を当社販売窓口へFAXすることで行います。

なお、工事材料注文書の内容に変更が生じた場合は、直ちに当該販売窓口へ連絡して下さい。また、工事材料注文書の記入方法については、「登録店標準作業要領販売材料一覧（別冊）」を参照願います。

4. 1. 2 工事材料の購入

工事材料注文書（別紙４）を受領した当社窓口は、注文受付書（別紙４下段の注文受領書を使用します。）をFAXにより登録店へ返送します。

その後、当社窓口より宅配便にて代金引換便で配送します。

4. 2 材料販売窓口

東京ガスネットワーク(株) 代行 株式会社鶴見工材センター 登録店係

電話 045-505-5031

FAX 045-505-5661

4. 3 販売対象材料

「登録店標準作業要領販売材料一覧（別冊）」を参照願います。

なお、1 回に購入可能な数量、購入単位が記載されていますのでご確認ください。

4. 3. 1 販売価格

販売価格については、材料価格表を参照願います。材料価格表は、当社保安講習時に配布します。また、登録店運営センターに備えてあります。

販売価格は、原則毎年 3 月に改定し、4 月から適用します。

第5章 簡易内管施工登録店登録要綱

この要綱は、当社のガス工事約款に定められた「当社が承諾した工事人」（以下「簡易内管施工登録店」あるいは略して「登録店」といいます。）の登録および登録店の施行する簡易なガス内管工事（別表1に定める工事範囲）の施行について定めるものです。

（基本理念）

第1条 登録店は、当社のガス導管事業者としての社会的責任を理解し、ガス事業法の精神を尊重して良質かつ確実なガス工事を行うことにより、保安の確保に努めなければなりません。

（登録の申し出および登録）

第2条 登録店として登録を受けようとする者は、この要綱を承認の上、様式1（1－1～4）に所定資料を添えて当社に申し出なければなりません。その際、別表2に定める登録店新規登録手数料を当社へお支払いいただきます。

2 当社は、申し出事項の審査により、次条に定める要件をすべて満たしていると認めるときは、当社の登録店として登録し、登録店証を交付いたします。

3 登録できない場合は、当社は理由を明らかにし申請者に通知いたします。この場合、別表2に定めるところにより、登録店新規登録手数料から審査経費を差し引いた金額を遅滞なく返還いたします。

（登録店の要件）

第3条 登録店は、次の各号の定める要件をすべて満たさなければなりません。

一 常勤の役員、常傭の従業員または代表者のうち1名以上が、日本ガス協会所定の簡易内管施工士の資格を保有し当社の保安講習を修了した者であること。

二 別表1に定める工事の施行に必要な工具、機械器具等を所有していること。（リース契約等により使用権が確保されている場合を含む。）

三 別表3に定める欠格事由に該当しないこと。

（登録更新の申し出および登録）

第4条 登録の有効期間は登録日から1年間（新規登録の場合のみ、登録日より1年経過した直後の9月30日または3月31日のいずれか早い方まで）とし、期間満了の1ヶ月前までに更新手続きを経ない場合は、登録は期間満了と同時に失効いたします。更新後の期間満了時も同様といたします。

- 2 登録更新は、当社より登録店へ予め送付させていただく様式2の内容を確認いただき、所定資料を添えて当社に申し出なければなりません。その際、別表2に定める登録店更新登録手数料を当社へお支払いいただきます。
- 3 当社は、申し出事項の審査により、前条に定める要件を満たし、第16条に定める要件に該当しないと認めるときは、登録店としての登録を更新し、新たな登録店証を交付いたします。
- 4 更新できない場合は、当社は理由を明らかにし申請者に通知いたします。この場合、別表2に定めるところにより、登録店更新登録手数料から審査経費を差し引いた金額を遅滞なく返還いたします。

(届出事項の変更の届け)

第5条 登録店は、登録申し出または更新申し出等の届け出事項に変更があった場合は、登録店施行要領に従い、遅滞なく当社に変更内容を届け出なければなりません。

(登録店の表示)

第6条 登録店は、簡易なガス内管工事の受注および施行に際し、登録店名（例えば「〇〇株式会社」）に「簡易内管施工登録店（東京ガスネットワーク株式会社登録）」の表示のみ併記することができます。

(登録店による内管施行)

第7条 登録店は、簡易なガス内管工事に限り受注し施行することができます。

(工事の施工者)

第8条 登録店が受注した簡易なガス内管工事は、認定施工者に施工させなければなりません。認定施工者とは、次号のすべてを満たす施工者のことをいいます。

- 一 簡易なガス内管工事を施行する登録店が、常備している施工者として当社へ登録した者であること。
- 二 日本ガス協会所定の簡易内管施工士資格を保有した者であること。
- 三 当社の保安講習修了者であること。

(工事施行の基準)

第9条 登録店は、受注した簡易なガス内管工事をガス事業法の定める技術上の基準に適合するよう施行しなければなりません。

- 2 簡易なガス内管工事の施行にあたっては、道路法・道路交通法・建築基準法・消防法・環境保全関係諸法令およびその他関係法令ならびに関係官公署の指示を遵守しなければなりません。

- 3 登録店は、当社が定めた登録店施行要領、登録店設計・施工指針および登録店標準作業要領等（以下要領等といいます。）に従い、簡易なガス内管工事を施行することとします。
- 4 登録店は、簡易なガス内管工事を施行することにより、ガスメーターを取り替える必要性が生じるようなガス消費量の大幅な変動が見込まれる場合等、要領等に記載のある工事について、事前に当社へ連絡しなければなりません。

（気密試験）

- 第10条 登録店は、その施行した簡易なガス内管工事をガスの使用の用に供する前に、ガス事業法の定める方法による気密試験を行わなければなりません。
- 2 気密試験は、要領等に従い実施することとします。

（工事報告）

- 第11条 登録店は、要領等に従い工事完了後速やかに工事の報告を行わなければなりません。
- 2 登録店は、工事報告に基づき実施される当社の検査において、改善を指摘された場合は、遅滞なく指摘された事項の改善を行いその結果を改めて工事報告しなければなりません。
 - 3 登録店は、工事報告に基づき実施される当社の給排気点検において、改善を指摘された場合は、遅滞なく指摘された事項の改善を行わなければなりません。

（工事記録の保管）

- 第12条 登録店は、受注し施行した簡易なガス内管工事について、要領等に従い、工事記録簿を作成し、3年間保管しなければなりません。
- 2 登録店は、当社が求めたときは、直ちに工事記録簿またはその写しを提出しなければなりません。また、当社は、登録店の営業時間中何時でも登録店にて工事記録簿を閲覧することができます。
 - 3 登録店は、登録が取り消しまたは抹消された後も、なお3年間は前2項の定めに従わなければなりません。

（登録店証）

- 第13条 登録店は、登録店証を営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- 2 登録店は、登録店証を汚損または紛失したときは、要領等に従い、直ちに再交付を受ける手続きを取らなければなりません。
 - 3 登録店は、有効期限切れの登録店証を自らの責任において破棄しなければなりません。

- 4 登録店は、当社から登録を取り消しまたは抹消された場合は、直ちに登録店証を当社へ返納しなければなりません。

(登録店の地位継承)

第14条 登録店が次の各号の一に該当する場合、当社は登録有効期間内に限り登録店の地位の継承を認めます。

- 一 登録店である個人が、新たに法人を設立し、その代表者となって引き続き簡易なガス内管工事の施行を行う場合（その法人が第3条の要件を満たす場合に限ります。）
 - 二 登録店である法人が、他の法人と合併し、合併後の法人が引き続き簡易なガス内管工事の施行を行う場合
 - 三 その他当社が認めた場合
- 2 前項の定めによる登録の地位を継承しようとする者は、要領等に従い当社に申し出なければなりません。

(使用者への通知および同意)

第15条 登録店は、簡易なガス内管工事の受注にあたり、工事費その他の条件に関し紛争が生じても当社は一切の責めを負わないことを使用者に通知し、同意を得なければなりません。

- 2 登録店は、第11条の当社の検査により技術基準不適合その他保安上の瑕疵があることが判明した場合には、当社はガスの使用をお断りすることがあること、およびこの場合瑕疵の補修は登録店の費用で行い当社は一切の責めを負わないことを使用者に通知し、同意を得なければなりません。

(登録の取消)

第16条 登録店が次の各号の一にでも該当する場合は、当社は、何らの催告も要せずして登録店の登録を取り消すことができるものとします。登録取り消し後も施行した場合には、当社は、ガス事業法第193条違反の罪で刑事告発することがあります。

- 一 第3条に定める要件を欠いたとき。
- 二 虚偽の工事報告をし、または工事報告を怠ったとき。
- 三 認定施工者以外の者に簡易なガス内管工事を施工させたとき。
- 四 別表1に定める以外の工事を施行したとき。
- 五 施行した工事に技術基準不適合その他の瑕疵があり、当社が、登録取り消しを保安上必要と認めたとき。
- 六 その他この要綱に重大な違反をする等により、当社が、登録取り消しを必要と認めたとき。

- 2 前項により当社が登録取り消しをした場合、それにより登録店に損害が生じても、当社はそれにつき一切責めを負いません。

(当社保安講習の受講)

第 17 条 登録店あるいは登録店となるために申し出を行っている工事店は、簡易なガス内管工事を施工させようとする者に当社の保安講習を受講させ修了させなければなりません。保安講習受講の有効期間は、簡易内管施工士資格の有効期間とし、簡易内管施工士資格の期間満了に伴う更新手続きを経ない場合は、保安講習受講の有効期間は簡易内管施工士資格の期間満了と同時に失効いたします。なお、保安講習受講の際は、要領等に従い当社へ申し出を行っていただきます。その際、別表 2 に定めた認定施工者新規登録兼保安講習受講手数料または認定施工者更新登録兼保安講習受講手数料を当社へお支払いいただきます。

- 2 当社は、当社の保安講習を修了した証として、日本ガス協会所定の簡易内管施工士資格証に当社保安講習の修了を記載いたします。

なお、簡易内管施工士資格証の取扱いは以下の通りといたします。

- 一 簡易なガス内管工事を施工する際は、常に簡易内管施工士資格証を携帯し、関係者の要求があったときは提示しなければなりません。
 - 二 簡易内管施工士資格証は、他人に譲渡しまたは貸与してはなりません。
 - 三 登録店は、認定施工者が、汚損または紛失等のため日本ガス協会より簡易内管施工士資格証の再発行を受けた場合、直ちに、当社保安講習修了を記載する手続きを要領等に従い、当社へ行わなければなりません。
- 3 登録店あるいは登録店となるために申し出を行っている工事店は、簡易内管施工士資格を新規に取得した者あるいは新たに常備した簡易内管施工士資格を保有する当社保安講習未受講者に、簡易内管施工士資格有効期間内に当社の保安講習を受講させ修了させなければ簡易なガス内管工事を施工させることができません。
- 4 登録店は、簡易内管施工士資格を更新した認定施工者に、更新前の資格有効期間内に当社の保安講習を受講させ修了させなければ継続して簡易なガス内管工事を施工させることができません。

(受講資格)

第 18 条 次の要件をすべて満足した者でなければ、当社の保安講習を受講することはできません。

- 一 日本ガス協会所定の簡易内管施工士資格を保有していること。
- 二 登録店として登録されている、あるいは登録のための申し出を行っている工事店に常備されていること。

(施工者の登録)

第 19 条 登録店は、簡易内管施工士資格を保有し当社保安講習修了の証を保有する者を新たに常備した場合、要領等に従い当社へ登録しなければ、その者に簡易なガス内管工事の施工をさせることができません。

- 2 登録店が当社保安講習受講の申し出を行い受講修了させた施工者は、保安講習の申し出および受講修了をもって当社への登録がなされたものといえます。

(営業の廃止)

第 20 条 当社は、登録店が営業の廃止を届け出ることにより、登録を抹消いたします。この場合、第 16 条の規程を準用します。

(要綱の変更)

第 21 条 当社は、ガス事業法令の改正その他保安上の必要があるときは、この要綱を変更することがあります。変更の通知後は、登録店の登録および登録店の施行する簡易なガス内管工事は、変更後の要綱の定めるところによります。

別表 1

登録店が施行できる簡易なガス内管工事範囲

項 目	内 容
圧 力	ガス工事約款で定める最高圧力以下（2.5KPa）
対象建物	当社が維持及び運用する導管の既設需要家 一般業務用建物、一般集合住宅、一般住宅 （地下街、超高層、高層建物等は除く）
工事範囲	16号以下のマイコンメーターより下流側の露出部分の工事
工事種別	①フレキ管による「ガス栓増設」および「ガス栓・配管の位置替」の工事 ②ガス栓増設・位置替工事（継手のみ使用） ③ガス栓取替工事 ④ガス可とう管接続工事（簡易内管施工士資格の平成22年度新規取得又は更新分より適用） および、①②③の工事に伴う露出配管の撤去工事

別表 2

手 数 料

簡易内管施工登録店登録および保安講習に必要な費用は以下の通りです。

申し出の種類	手数料（1 件（人） 当り）
登録店新規登録手数料	20,900 円 (消費税 10% 1,900 円含む)
登録店更新登録手数料	15,700 円 (消費税 10% 1,427 円含む)
認定施工者新規登録兼保安講習受講申し出	5,200 円 (消費税 10% 473 円含む)
認定施工者更新登録兼保安講習受講申し出	3,100 円 (消費税 10% 282 円含む)

なお、新規登録および更新登録において審査の上、登録できない場合は、審査にかかった実費 2, 0 0 0 円を差し引いた金額を返還いたします。

欠格事由

次の各号の一つに該当する者（法人にあつては、その代表者が該当する場合を含む。）は、登録店としての登録はできない。

- 1 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員または法人がガス事業法違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行を受けなくなった日より2年を経過しないこと。
- 2 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員または法人がガス供給またはガス工作物に支障を与えたことによりガス事業法以外の法令違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行を受けなくなった日より2年を経過しないこと。
- 3 簡易内管施工登録店の登録を取り消されてから2年を経過しないこと、または取り消し原因がある状態において自ら営業の廃止を届け出ることにより、登録を抹消されてから2年を経過しないこと。
- 4 法人事業者にあつては、前号に該当する登録店の登録取り消し時もしくは抹消時に、個人事業者にあつては代表者、または法人事業者にあつては役員であった者が、役員となっていること。

登録店申請・届出様式

登 録 店 申 請 書

年 月 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

貴社の定める「簡易内管施工登録店登録要綱」を承認の上、同要綱にもとづき
簡易内管施工登録店として申請します。

登 録 申 請 店	登録について	法人として ・ 個人として 登録
	フリガナ 商 号	
	フリガナ 氏 名 (代表者)	(印)
	フリガナ 営業所所在地	〒 電話 () FAX ()
	連 絡 先	所属 フリガナ 氏名 電話 () FAX ()
	e-mail	

(注) (印) は 法人の場合……会社の実印（印鑑証明 添付）
個人の場合……代表者の実印（印鑑証明 添付）

〔添付書類〕

- 1 法人登記簿謄本（申請者が法人の場合）
- 2 身分証明書または外国人登録証（申請者が個人の場合）
- 3 印鑑登録証明書
- 4 施工者常備証明兼認定申請書（様式 1 - 2）
- 5 4 の名簿に記載した者の（一社）日本ガス協会簡易内管施工士資格証の写し
- 6 要件確認書（様式 1 - 3）
- 7 工具、機械・器具 調書（様式 1 - 4）

施工者常備証明兼認定申請書

年 月 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

下記の施工者を常備していることを証するとともに認定施工者として登録することを申請します。

登録店名

代表者



フリガナ 氏 名	日本ガス協会 資格証番号	有効 期限	保安講習受講希望日			受講 完了
			第1	第2	第3	

備 考

- 1 印は法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印。
- 2 施工者のうち日本ガス協会簡易内管施工士資格証に受講修了の記載がされている方は受講完了欄に○印を記入してください。（該当施工者は受講希望日の記入の必要はありません。）
- 3 日本ガス協会簡易内管施工士資格証の写しを添付してください。

要件確認書

年 月 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

登録店名

代表者氏名



下記の欠格事由に該当しないことを証します。

欠格事由

1. 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員または法人がガス事業法違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行を受けなくなった日より2年を経過しないこと。
2. 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員または法人がガス供給またはガス工作物に支障を与えたことによりガス事業法以外の法令違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行を受けなくなった日より2年を経過しないこと。
3. 簡易内管施工登録店の登録を取り消されてから2年を経過しないこと、または取消し原因がある状態において自ら営業の廃止を届け出ることにより、登録を抹消されてから2年を経過しないこと。
4. 法人事業者にあつては、前号に該当する登録店の登録取消し時もしくは抹消時に、個人事業者にあつては代表者、または法人事業者にあつては役員であった者が、役員となっていること。

（注）印は法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

様式（１－４）

工具、機械・器具 調書 東京ガスネットワーク株式会社 殿 登録店名 代表者氏名 年 月 日 印						
種別	品 名	型式・性能				数量
管切断用	フレキカッター					
	被覆カッター					
管接合用	長さ (mm)	250 mm	300 mm	350 mm	450 mm	
	モンキーレンチ	個	個	個	個	
	パイプレンチ（鋼管用）	個	個	個	個	
	パイプレンチ（カラー鋼管用）	個	個	個	個	
	プッシュインバクト継手用マーキング治具					
その他 用途	ガスメーター用開栓ドライバー					
	検圧工具					
気密 試験 用	水柱ゲージ					
	自記圧力計					
	デジタルマノメーター					
	セーバープロスマート					

※各品名に対し、型式・性能および所有している数量を記入すること

※管切断用、管接合用、気密試験用工具、機械・器具は必ず所有していること

※レンチ・スパナ類は、所有している長さに丸をし、数量を記入すること。

※レンチ・スパナ類は、施工する口径に適した長さのものを必ず2丁ずつ以上所有していること

※印は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

※気密試験機は、『水中ゲージ』『自記圧力計』『デジタルマノメーター』『セーバープロスマート』のうち、都市ガス用のものを1つ以上所持していること。

(様式2)

登録店更新確認書兼申請書

年 月 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

貴社の定める「簡易内管施工登録店登録要領」を承認のうえ、同要領に基づき簡易内管施工登録店として登録を申請します。

登録店申請	フリガナ 商 号				
	登録店番号	— —			
	フリガナ 氏名 (代表者)	Ⓜ			
	フリガナ 営業所所在地	〒 — 電話 e-mail			
	連絡先	所属		電話番号	
フリガナ 氏名					
Email		@			

(注) Ⓜ は法人の場合・・・会社の実印、個人の場合・・・代表者の実印

常備している認定施工者の名簿

氏名	日本ガス協会資格者番号	有効期限	認定施工者登録番号
		年 月 日	2 — —

[添付書類]

- 登録店の要件確認書（様式1－3）
- ご提出いただいている最新の登記簿謄本または身分証明証（運転免許証の写し等）
および印鑑証明書に変更が生じた場合は再提出を願います。
変更の無い場合は提出の必要はありません。

(様式3)

登録店継承承認申請書

年 月 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

私（継承人）は、被継承人（現登録店代表者）から登録店業務を引き継ぎたく下記の通り申請いたします。

継 承 人	フリガナ 商 号	
	フリガナ 氏 名 (代表者)	印
	フリガナ 営業所所在地	〒 電話 () FAX () e-mail
被 継 承 人	商 号	(登録店番号 第 号)
	氏名 (代表者)	印
継承理由 (該当番号) に ○ 印		1 法人設立 2 合 併
フリガナ 連絡先 (氏名)		

(注) 印は 法人の場合……会社の実印
個人の場合……代表者の実印

太線枠内は必ずご記入願います。他はお差し支えなければご記入下さい。

〔添付書類〕

- 1 継承人の法人登記簿謄本（取得後、6ヶ月以内のもの）
- 2 継承人の印鑑登録証明書（取得後、6ヶ月以内のもの）
- 3 施工者常備証明兼認定申請書（様式1－2）
- 4 継承人の要件確認書（様式1－3）

(様式4)

登録店代表者異動申請書

年 月 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

登録店代表者を下記の通り変更するため申請いたします。

新 代 表 者	フリガナ 氏 名	
旧 代 表 者	商 号	(登録店番号 第 号)
	氏名 (代表者)	

(注)  は会社の実印 (印鑑証明 添付)

[添付書類]

- 1 法人登記簿謄本
- 2 印鑑登録証明書
- 3 施工者常備証明兼認定申請書 (様式1-2)
- 4 要件確認書 (様式1-3)

(様式5)

登録店営業所移転届

年 月 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

下記の通り、営業所の移転を届出いたします。

登 録 店	フリガナ 商 号	(登録店番号 第 号)
	フリガナ 氏 名 (代表者)	印
	フリガナ 新 所 在 地	〒 電話 () FAX () e-mail
	フリガナ 旧 所 在 地	〒 電話 () FAX ()
	移 転 月 日	年 月 日

法人の場合……会社の実印
印 は
個人の場合……代表者の実印

(様式6)

登 録 店 異 動 届

東京ガスネットワーク株式会社 殿

年 月 日

登録店番号 第 号

商 号

氏 名

印

(代表者)

下記の異動事項について、変更の届出をいたします。

異動事項	新	旧	添 付 書 類
フリガナ 商 号			1 法人登記簿謄本 2 印鑑登録証明書 3 登録店証
フリガナ 氏名変更 (代表者)			1 法人登記簿謄本 2 印鑑登録証明書 3 身分証明書または外国人登録証
住所表示の変更			な し
電 話 番 号			な し

の 法人の場合……会社実印

(注) 印 は

個人の場合……代表者の実印

該当する異動事項のみ記入のこと。

添付書類は、いずれも取得後6ヶ月以内のもの(写しでも可)。

届出者が、法人の場合は法人登記簿謄本、個人の場合は身分証明書

(様式7)

登 録 店 辞 退 届

年 月 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

登録店を辞退したく届出いたします。

登 録 店 辞 退	フリガナ 商 号	(登録店番号 第 号)
	フリガナ 氏 名 (代表者)	印
	営業所所在地	〒 電話 () FAX ()
	理 由	

(注) 印 は 法人の場合……会社の実印
個人の場合……代表者の実印

〔添付書類〕

1 登録店証

認定施工者更新案内書兼更新保安講習申請書

年 月 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

登録店番号 第 _____ 号

商 号 _____

〒 _____

所 在 地 _____

代表者氏名 _____ (印)

下記の者を常備していることを証するとともに更新保安講習の受講を申請します。

フリガナ 認定施工者氏名			日本ガス協会資格者番号	有効期間
				年 月 日
受講希望日			認定施工者登録番号	
第1希望	第2希望	第3希望	— —	

法人の場合・・・会社の実印

(注) (印) は
個人の場合・・・代表者の実印

〔添付書類〕

受講申請者の（一社）日本ガス協会資格証の写し

(様式9)

認定施工者氏名異動届

年 月 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

登録店番号

商 号

氏 名

(代表者)



日本ガス協会 簡易内管施工士資格番号			
フリガナ 氏名	新		旧

〔添付書類〕

身分証明書

有効期間内の運転免許証・健康保険証・旅券（パスポート）・公の機関が発行した資格証明書（写真が添付されているものに限りま

認定施工者解除届

東京ガスネットワーク株式会社 殿

年 月 日

登録店番号 第 号

商 号
氏 名
(代表者) 印

下記の者について、認定施工者の解除を届出いたします。

フリガナ 認定施工者氏名	日本ガス協会資格証番号	解除月日

(注) 印 は 法人の場合……会社の実印
個人の場合……代表者の実印

登録店証再交付申請書

年 月 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

下記の理由により、登録店証の再交付を申請いたします。

申請 登録 店	フリガナ 商 号	(登録店番号 第 号)
	フリガナ 氏 名 (代表者)	印
	営業所所在地	〒 電話 () FAX ()

<理由及び経過説明>

(注) 印 は 法人の場合……会社の実印
個人の場合……代表者の実印

[添付書類]

- 1 登録店証 (汚損した場合)

登録店申請・届出記入例

[記入例]

(様式 1 - 1)

登録店申請書

20XX年 XX月 XX日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

貴社の定める「簡易内管施工登録店登録要綱」を承認の上、同要綱にもとづき簡易内管施工登録店として申請します。

登録店申請書	登録について	法人として ☒ 個人として ☐ 登録	
	フリガナ 商 号	トウキョウセツビ (カ) 東京設備株式会社	
	フリガナ 氏 名 (代表者)	トウキョウタロウ 東京 太郎	
	フリガナ 営業所所在地	〒 105-8527 トウキョウトミナトクカイガン 東京都港区海岸 1-5-20 電話 00 (0000) 0000 FAX 00 (0000) 0000	
	連 絡 先	所属 事務係 フリガナ トウキョウ ハナコ 氏名 東京 花子 電話 00-0000-0000 FAX 00-0000-0000	
e-mail		tourokuten@tokyo-gas.co.jp	

(注) (印) は 法人の場合……会社の実印 (印鑑証明 添付)
個人の場合……代表者の実印 (印鑑証明 添付)

[添付書類]

- 1 法人登記簿謄本 (申請者が法人の場合)
- 2 身分証明書または外国人登録証 (申請者が個人の場合)
- 3 印鑑登録証明書
- 4 施工者常備証明兼認定申請書 (様式 1 - 2)
- 5 4 の名簿に記載した者の (一社) 日本ガス協会簡易内管施工士資格証の写し
- 6 要件確認書 (様式 1 - 3)
- 7 工具、機械・器具 調書 (様式 1 - 4)

[記入例]

(様式1-2)

施工者常備証明兼認定申請書

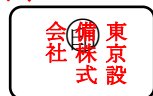
20XX年 XX月 XX日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

下記の施工者を常備していることを証するとともに認定施工者として登録することを申請します。

登録店名 東京設備株式会社

代表者 東京太郎



フリガナ 氏名	日本ガス協会 資格証番号	有効 期限	保安講習受講希望日			受講 完了
			第1	第2	第3	
トウキョウジロウ 東京 二郎	99010000	20XX年3月31日	4/15	7/15	9/16	

備考

- 1 印は法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印。
- 2 施工者のうち日本ガス協会簡易内管施工士資格証に受講修了の記載がされている方は受講完了欄に○印を記入してください。（該当施工者は受講希望日の記入の必要はありません。）
- 3 日本ガス協会簡易内管施工士資格証の写しを添付してください。

[記入例]

要件確認書

20XX年 XX 月 XX 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

登録店名 東京設備株式会社

代表者氏名 東京太郎

東京設備株式会社
代表者印

下記の欠格事由に該当しないことを証します。

欠格事由

1. 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員または法人がガス事業法違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行を受けなくなった日より2年を経過しないこと。
2. 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員または法人がガス供給またはガス工作物に支障を与えたことによりガス事業法以外の法令違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行を受けなくなった日より2年を経過しないこと。
3. 簡易内管施工登録店の登録を取り消されてから2年を経過しないこと、または取消し原因がある状態において自ら営業の廃止を届け出ることにより、登録を抹消されてから2年を経過しないこと。
4. 法人事業者にあつては、前号に該当する登録店の登録取消し時もしくは抹消時に、個人事業者にあつては代表者、または法人事業者にあつては役員であった者が、役員となっていること。

（注）印は法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

[記入例]

様式(1-4) ※こちらの記入例はTGNW簡易内管施工登録店で施工可能な範囲で最大の工具数を記載しております。

工具、機械・器具 調書 20XX年 XX月 XX日 東京ガスネットワーク株式会社 殿 登録店名 東京設備株式会社 代表者氏名 東京太郎 東京設備株式会社						
種別	品名	型式・性能				数量
管切断用	フレキカッター	NF-103				1
	被覆カッター	1702FS				1
管接合用	長さ (mm)	250 mm	300 mm	350 mm	450 mm	
	モンキーレンチ	2 個	2 個	2 個	2 個	
	パイプレンチ (鋼管用)	2 個	2 個	2 個	2 個	
	パイプレンチ (カラー鋼管用)	2 個	2 個	2 個	2 個	
	ブッシュインパクト継手用マーキング治具	NF-123				1
その他用途	ガスメーター用開栓ドライバー	HH-101				1
	検圧工具	HH-103				1
気密試験用	水柱ゲージ	3. 20 k P a				1
	自記圧力計	25 分計				1
	デジタルマノメーター	WM-1000-1				1
	セーバープロスマート	GLT-SPT3-BLE				1

※各品名に対し、型式・性能および所有している数量を記入すること

※管切断用、管接合用、気密試験用工具、機械・器具は必ず所有していること

※レンチ・スパナ類は、所有している長さに丸をし、数量を記入すること。

※レンチ・スパナ類は、施工する口径に適した長さのものを必ず2丁ずつ以上所有していること

※印は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

※気密試験機は、『水中ゲージ』『自記圧力計』『デジタルマノメーター』『セーバープロスマート』のうち、都市ガス用のものを1つ以上所持していること。

(様式2)

登録店更新確認書兼申請書

年 月 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

貴社の定める「簡易内管施工登録店登録要領」を承認のうえ、同要領に基づき簡易内管施工登録店として登録を申請します。

登録店申請	フリガナ 商 号	東京設備 (株)			
	登録店番号	1-1999-0000			
	フリガナ 氏名 (代表者)	東京太郎 ㊞			
	フリガナ 営業所所在地	〒 105-0022 東京都港区海岸1-5-20 電話 03-5400-3148 e-mail ○○@tokyogas.jp			
	連絡先	所属	登録店運営センター	電話番号	03-5400-3148
フリガナ 氏名		東京 花子			
Email		@			

(注) ㊞ は法人の場合・・・会社の実印、個人の場合・・・代表者の実印

常備している認定施工者の名簿

氏名	日本ガス協会資格者番号	有効期限	認定施工者登録番号
東京 太郎	99010000	2018年3月31日	2-1999-0000

[添付書類]

- 登録店の要件確認書(様式1-3)
- ご提出いただいている最新の登記簿謄本または身分証明証(運転免許証の写し等)
および印鑑証明書に変更が生じた場合は再提出を願います。
変更の無い場合は提出の必要はありません。

(様式3)

登録店継承承認申請書

20XX 年 10 月 1 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

私（継承人）は、被継承人（現登録店代表者）から登録店業務を引き継ぎたく下記の通り申請いたします。

継 承 人	フリガナ 商 号	ミナトセツビ カブ 港設備（株）
	フリガナ 氏 名 (代表者)	トウキョウイチロウ 東京 一郎 
	フリガナ 営業所所在地	〒 105-0022 トウキョウトミナトクカイガン 東京都港区海岸 1-5-20 電話 03 (5400) 3148 FAX 03 (5400) 3165 e-mail ○○@minato.jp
被 継 承 人	商 号	(登録店番号 第 1-1999-0000 号) 東京設備（株）
	氏名（代表者）	東京 太郎 
継承理由 (該当番号 に ○ 印)		1 法人設立 ☒ 2 合 併
連絡先 フリガナ (氏名)		トウキョウ ハナコ 東京 花子

法人の場合……会社の実印

(注)  は

個人の場合……代表者の実印

太線枠内は必ずご記入願います。他はお差し支えなければご記入下さい。

〔添付書類〕

- 1 継承人の法人登記簿謄本（取得後、6ヶ月以内のもの）
- 2 継承人の印鑑登録証明書（取得後、6ヶ月以内のもの）
- 3 施工者常備証明兼認定申請書（様式1-2）
- 4 継承人の要件確認書（様式1-3）

(様式4)

登録店代表者異動申請書

202X年 10月 1日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

登録店代表者を下記の通り変更するため申請いたします。

新 代 表 者	フリガナ 氏 名	トウキョウジロウ 東京 二郎 (印)
旧 代 表 者	商 号	(登録店番号 第 1-1999-0000 号) トウキョウセツビ カブ 東京設備 (株)
	氏名 (代表者)	トウキョウタロウ 東京 太郎 (印)

(注) (印) は会社の実印 (印鑑証明 添付)

[添付書類]

- 1 法人登記簿謄本
- 2 印鑑登録証明書
- 3 施工者常備証明兼認定申請書 (様式1-2)
- 4 要件確認書 (様式1-3)

(様式5)

登録店営業所移転届

202X 年 10 月 1 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

下記の通り、営業所の移転を届出いたします。

登 録 店	フリガナ 商 号	(登録店番号 第 1-1999-0000 号) トウキョウセツビ カブ 東京設備 (株)
	フリガナ 氏 名 (代表者)	トウキョウタロウ 東京 太郎 印
	フリガナ 新 所 在 地	〒 105-0022 トウキョウトミナトクカイガン 東京都港区海岸 1-5-20 電話 03 (5400) 3148 FAX 03 (5400) 3135
	フリガナ 旧 所 在 地	〒 163-1059 トウキョウトシンジュククニシンジュク 東京都新宿区西新宿 3-7-1 電話 03 (5322) 7923 FAX 03 (5322) 7924
	移 転 月 日	2022 年 10 月 10 日

法人の場合……会社の実印
印 は
個人の場合……代表者の実印

(様式6)

登 録 店 異 動 届

202X 年 10 月 1 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

登録店番号 第 1-1999-0000 号

商 号 東京設備 (株)

氏 名

(代表者) 東京 太郎



下記の異動事項について、変更の届出をいたします。

異動事項	新	旧	添 付 書 類
フリガナ 商 号	トウキョウセツビ (カ) 東京設備(株)	ミナトジュウセツ (カ) 港住設(株)	1 法人登記簿謄本 2 印鑑登録証明書 3 登録店証
フリガナ 氏名変更 (代表者)	トウキョウタロウ 東京 多郎	トウキョウタロウ 東京 太郎	1 法人登記簿謄本 2 印鑑登録証明書 3 身分証明書または外国人登録証
住所表示の変更			な し
電 話 番 号			な し

法人の場合……会社の実印

(注) (印) は

個人の場合……代表者の実印

該当する異動事項のみ記入のこと。

添付書類は、いずれも取得後6ヶ月以内のもの。

届出者が、法人の場合は法人登記簿謄本、個人の場合は身分証明書

(様式7)

登 録 店 辞 退 届

202X 年 10 月 1 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

登録店を辞退したく届出いたします。

登 録 店 辞 退	フ リ ガ ナ 商 号	(登録店番号 第 1-1999-0000 号) トウキョウセツビ カブ 東京設備 (株)
	フ リ ガ ナ 氏 名 (代表者)	トウキョウタロウ 東京 太郎 ㊞
	営 業 所 所 在 地	〒 105-0022 東京都港区海岸 1-5-20 電話 03 (5400) 3148 FAX 03 (5400) 3135
	理 由	大阪府へ移転のため

(注) ㊞ は 法人の場合……会社の実印
個人の場合……代表者の実印

〔添付書類〕

1 登録店証

認定施工者更新案内書兼更新保安講習申請書

年 月 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

登録店番号 第 1-1999-0000 号

商 号 東京設備(株)

〒 105-8527

所 在 地 東京都港区海岸1-5-20

代表者氏名 東京 太郎 

下記の者を常備していることを証するとともに更新保安講習の受講を申請します。

フリガナ 認定施工者氏名			日本ガス協会資格者番号	有効期間
東京 太郎			99010000	2025年3月31日
受講希望日			認定施工者登録番号	
第1希望	第2希望	第3希望	2-1999-0000	

法人の場合・・・会社の実印

(注)  は
個人の場合・・・代表者の実印

〔添付書類〕

受講申請者の（一社）日本ガス協会資格証の写し

(様式9)

認定施工者氏名異動届

202X年 10月 1日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

登録店番号 1-1999-0000

商号 東京設備 (株)

氏名
(代表者) 東京 太郎 

日本ガス協会 簡易内管施工士資格番号			
フリガナ 氏名	新	旧	
	トウキョウジロウ	トウキョウジロウ	
	東京 次郎	東京 二郎	

〔添付書類〕

身分証明書

有効期間内の運転免許証・健康保険証・旅券（パスポート）・公の機関が発行した資格証明書（写真が添付されているものに限りです。）のいずれかの写しが1通必要です。

認定施工者解除届

202X年 10月 1日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

登録店番号 第 1-1999-0000 号

商 号 東京設備(株)

氏 名

(代表者) 東京 太郎



下記の者について、認定施工者の解除を届出いたします。

フリガナ 認定施工者氏名	日本ガス協会資格証番号	解除月日
トウキョウ ジロウ 東京 二郎	99010000	2018年9月30日

(注) 印 は

法人の場合……会社の実印

個人の場合……代表者の実印

登録店証再交付申請書

202X 年 10 月 1 日

東京ガスネットワーク株式会社 殿

下記の理由により、登録店証の再交付を申請いたします。

申請 登録 店	フリガナ 商 号	(登録店番号 第 1-1999-0000 号) トウキョセツビ カブ 東京設備 (株)
	フリガナ 氏 名 (代表者)	トウキョウタロウ 東京 太郎 (印)
	営業所所在地	〒 105-0022 東京都港区海岸 1-5-20 電話 03 (5400) 3148 FAX 03 (5400) 3135
<理由及び経過説明> 大掃除を実施した際、掲示中の登録店証を破ってしまったため申請します。		

法人の場合……会社の実印

(注) (印) は
個人の場合……代表者の実印

[添付書類]

- 1 登録店証 (汚損した場合)

工事管轄 箇所等及び緊急連絡先一覧表（2025/6/1 更新）

管轄	中央需要開拓部		西部需要開拓部		東部需要開拓部		北部需要開拓部		神奈川需要開拓部		
	中央地域		西部・多摩地域		東部・千葉地域		北部・埼玉地域		神奈川地域		
管轄行政	千代田区 中央区 港区 品川区 大田区	新宿区 目黒区 渋谷区 中野区	世田谷区 杉並区 調布市 狛江市 武蔵野市 三鷹市 東久留米市 西東京市 清瀬市	国立市 小平市 東村山市 所沢市 東大和市 八王子市 立川市 日野市 多摩市 稲城市 府中市 国分寺市 小金井市	江東区 墨田区 台東区 文京区 荒川区 葛飾区 足立区 江戸川区 草加市 三郷市 八潮市 千葉市 佐倉市 八千代市 四街道市	白井市 印西市 印旛村 本埜村 八街市 袖ヶ浦市 木更津市 君津市 富津市 成田市 富里市 芝山町 多古町 栄町 酒々井町	豊島区 北区 練馬区 板橋区 和光市 新座市	さいたま市 川口市 戸田市 蕨市 鳩ヶ谷市 上尾市 伊奈町 蓮田市 白岡町 久喜市 菖蒲町 朝霞市	横浜市 横須賀市 三浦市	川崎市	町田市 綾瀬市 逗子市 座間市 相模原市 茅ヶ崎市 大和市 平塚市 海老名市 藤沢市 鎌倉市 葉山町 大磯町 城山町 寒川町 中井町
工事関係 問合せ先	東京ガスネットワーク(株) 需要開拓部 内管グループ内 登録店運営センター 受付 平日 9：30～17：00 住所：〒230－0045 神奈川県横浜市鶴見区末広町1－7－7 横浜管理用地内 パイプライン技術C棟2階 内管研修C内 登録店運営センター 電 話：045－508－1307 F A X：045－508－1309 e-mail：tourokuten@tokyo-gas.co.jp										
メーター 号変依頼先	東京ガスネットワーク （総合） 電話：0570－023388（ナビダイヤル）、03－6627－6257（I P電話・海外からのご利用など） ＊自動音声によるご案内。お問い合わせの電話番号をダイヤルし、音声ガイドンスに従って、お聞きになりたい情報の番号を選択していただければ、担当のオペレーターにおつなぎいたします。 受付時間：月曜日～土曜日 9：00～19：00、日曜日・祝日 9：00～17：00 ＊上記以外の時間帯は、ガス臭い、ガスが出ない等の安全に関わる緊急のご用件のみを承っております。ご理解とご協力をお願いいたします。										
工事報告書 送付先	東京ガスネットワーク(株) 中央需要開拓部 施工支援・品質管理T 電話：03-5381-6116 FAX：03-3340-3690 住所：〒163-1017 東京都新宿区西新宿 3-7-1 新宿パークタワービルS棟17階		東京ガスネットワーク(株) 西部需要開拓部 施工支援・品質管理T 電話：042-526-6213 FAX：042-526-7804 住所：〒190-0012 東京都立川市曙町 3-6-13 立川ビル4階		東京ガスネットワーク（株） 東部需要開拓部 施工グループ 電話：03-5604-8156 FAX：03-5604-8145 住所：〒116-0003 東京都荒川区南千住 3-13-1		東京ガスネットワーク(株) 北部需要開拓部 施工支援・品質管理T 電話：03-5974-6973 FAX：03-5974-2188 住所：〒114-8535 東京都北区滝野川 5-42 滝野川第1ビル5階		東京ガスネットワーク(株) 神奈川需要開拓部 施工グループ 電話：045-326-0392 FAX：045-313-9865 住所：〒220-0024 横浜市西区西平沼町 5-55 平沼ビル 3F		
ガス漏れ通 報専用電話	電話：0570－002299（ナビダイヤル） <u>必ず「0」からダイヤルしてください。</u> 受付時間：24時間受付 ナビダイヤルをご利用になれない場合：03－6735－8899 （ガス漏れ通報専用・無休） （I P電話、海外からのご利用など）										
ステーショ ン24	マイツーカー設置需要家で工事をする際の連絡先 電話：0120－11－7733（フリーダイヤル、遠隔遮断・遠隔復帰専用、24時間（日・祝日含む）） （メーター休眠作業ができない場合）										

	日立導管・設備センター	群馬導管・設備センター	熊谷導管・設備センター	宇都宮導管・設備センター	茨城南導管・設備センター
管轄行政	日立市	高崎市 前橋市 藤岡市 渋川市	鴻巣市 行田市 熊谷市 深谷市 羽生市 群馬県邑楽郡邑楽町 群馬県邑楽郡千代田町 群馬県邑楽郡明和町	宇都宮市 真岡市 河内郡上三川町 芳賀町 高根沢町 壬生町	つくば市 つくばみらい市 竜ヶ崎市 牛久市 取手市（旧藤代町） 稲敷市 利根町 阿見町 美浦村
工事関係 依頼先 (メーター号変等) および 工事報告書 提出先	内管チーム 電話：0294-22-1874 FAX：0294-24-4161 住所：〒317-0073 茨城県日立市幸町 1-22-2	内管設備チーム 電話：027-323-1890 FAX：027-323-1913 住所：〒370-0045 群馬県高崎市東町 134-6	内管設備チーム 電話：048-522-1097 FAX：048-523-4701 住所：〒360-0032 埼玉県熊谷市銀座 3-71	内管設備チーム 電話：028-634-1537 FAX：028-634-1056 住所：〒321-0953 栃木県宇都宮市東宿郷 4-2-16	内管設備チーム 電話：029-848-5155 FAX：029-858-5621 住所：〒305-0817 茨城県つくば市研究学園 2-1-2
ガス漏れ通 報専用電話	電話：0570-002299（ナビダイヤル） <u>必ず「0」からダイヤルしてください。</u> 受付時間：24時間受付 ナビダイヤルをご利用になれない場合：03-6735-8899（ガス漏れ通報専用・無休） （IP電話、海外からのご利用など）				
ステーション24	マイツーカー設置需要家で工事をする際の連絡先 電話：0120-11-7733（フリーダイヤル、遠隔遮断・遠隔復帰専用、24時間（日・祝日含む）） （メーター休眠作業ができない場合）				

簡易なガス内管工事お引渡し書

年 月 日

様

住所
氏名 商 号
代表者
登録店番号
(東京ガスネットワーク登録)

印

簡易なガス内管工事が下記のとおり完了しましたので報告します。

施工年月日	年 月 日 (曜日)
工事内容	

規定どおり施工して所定の気密試験に合格したことを報告します。

認定施工者氏名
簡易内管施工士資格証番号
(東京ガスネットワーク登録)

印

簡易なガス内管工事完了報告書

東京ガスネットワーク（株）
需要開拓部 御中

住所

氏名

商号

代表者

印

登録店番号

貴社の定める「簡易内管施工登録店登録要綱」に基づき完了した、簡易なガス内管工事について報告します。

施工年月日	年 月 日 (曜日)				
認定施工者	氏 名		簡易内管施工士資格番号		
お客さま	住 所				
	氏 名		電話番号		
	建 物 名		建物区分	9 ・ 1 0 ・ 1 1	
	工事対象メーター	号数： 社番：			
工事内容	工事種別	ガス栓取替・ニップル増設・フレキ管増設・機器移設/取替・その他 ()			
	施工場所	屋内 屋外			
	新 規 使用機器	品 名	型 式	給 排 気 方 式	
	使用材料	品 名	コード番号	数量	備 考
工事内容 (図面欄)					

(重要) 施工後に該当項目にチェックを入れて下さい。□取出部に簡易内管施工ラベルは貼付されているか
□機器接続部に可とう管接続ラベルは貼付されているか、□錆止め塗装がムラなくしっかりとされているか

【施工後の気密試験】

施工後の気密試験は、圧力 (kPa) で () 分間以上保持した結果、圧力低下は認められなかったことを報告します。

《検査使用機器》 水柱ゲージ ・ 自記圧力計 ・ デジタルマノメーター ・ セーバープロスマート

※使用した検査機器を○で囲む↑↑

※気密試験保持時間は試験器具ごとに規定されておりますので実施前にご確認ください。

認 定 施 工 者 氏 名

印

簡易内管施工士資格番号

工 事 材 料 注 文 書

東京ガスネットワーク株式会社

代行

(株) 鶴見工材センター 登録店係 御中

FAX 045-505-5661

登録店番号

社名または商号

担当者氏名

電話番号

FAX 番号

東京ガスネットワーク(株)が維持及び運用する導管において「簡易な内管工事」を施行するにあたり、下記の工事材料を注文します。

購入希望品名	品名コード	型式・口径	数量
	166674	1 0 A	
	166675	1 5 A	
	166677	2 0 A	
	166678	2 5 A	
フレキU-I ネジコック			
フレキU-L ネジコック			

注文依頼年月日： 年 月 日

年 月 日受付

注 文 受 付 書

殿

上記材料注文を受領いたしました。 月 日に発送いたしますので、代金（現金）と引き換えにお受取り下さい。

(株)鶴見工材センター

担当

登録店施行要領

発行：2025 年 9 月 改訂

お問い合わせ先

〒230-0045

神奈川県横浜市鶴見区末広町 1-7-7 横浜管理用地内

パイプライン技術C棟 2 階

東京ガスネットワーク株式会社

需要開拓部 内管研修C内 登録店運営センター

TEL：045-508-1307 FAX：045-508-1309

mail：tourokuten@tokyo-gas.co.jp